

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第615号）

2022年7月7日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

全国人民代表大会で『独占禁止法』の改正可決、プラットフォームの資本関係に着目

2022年6月24日に開催された第13期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第35回会議は、独占禁止法の改正を可決しました。プラットフォームなどに照準を合わせた規則を盛り込み、プラットフォームの資本関係に着目し、過度な事業拡大に手綱を締めました。同法は2022年8月1日より実施されるもので、今回の改正は2008年8月の施行以来となります。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ **工業のエネルギー利用効率の向上に向けた活動計画の発表に関する工業情報化部等6部門の通知**
（工業情報化部等、6/29）
- ✓ **『汚染物・炭素排出削減の共同促進実施方案』の発表に関する通知**
（生態環境部等、6/13）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

全国人民代表大会で『独占禁止法』の改正可決、プラットフォーマーの資本関係に着目

第 13 期全国人民代表大会(国会に相当。以下、全人代)常務委員会は 2022 年 6 月 24 日に開催した第 35 回会議で、『独占禁止法』(以下、独禁法)の改正に関する決定¹を可決しました。改正独禁法は 2022 年 8 月 1 日より施行されます。

改正の背景について、全人大常務委員会・法制工作委員会経済法室の王翔副主任は取材で、「現行の独禁法は 2008 年施行以降、公正競争確保や経済運営効率の向上、消費者利益及び公益の保護などに重要な役割を果たしてきた。一方、ネット通販や配車サービスなどを代表としたプラットフォーム経済の急速な発展に伴い、実際の運用の中で、法執行体制に改善の余地があることなどの課題が明らかになっており、プラットフォーム経済分野における独禁法関連制度の具体的な適用規則の明確化が急務となる」と指摘しました。

独禁法の改正要点については以下の通りです。

□ 独禁法の改正要点

プラットフォーマーを対象とした規則追加

- ✓ 事業者はデータやアルゴリズム、技術、資本上の優位性及びプラットフォーム規則などを利用し、本法が禁止した独占行為を行ってはならない(第 9 条)
- ✓ 市場支配的地位を有する事業者は、データやアルゴリズム、技術及びプラットフォーム規則などを利用し、正当な理由なしの取引拒絶や取引制限、抱き合わせ販売、低価格販売など市場支配的地位を乱用してはならない^{*}(第 22 条)

^{*} 国務院独占禁止委員会は 2021 年 2 月 7 日に発表した「プラットフォーム経済領域の独占禁止指南」にて取引拒絶や取引制限、抱き合わせ販売などの行為に関する判断基準を明確にした。「プラットフォーム経済領域の独占禁止指南」のリンクは右記の通り (http://www.gov.cn/xinwen/2021-02/07/content_5585758.htm)

事業者集中審査について

- ✓ 事業者集中が国務院により定められた申告基準^{*}に達しない場合でも、国務院独占禁止法執行機関が、当該事業者集中が競争制限・排除効果を持つまたはその可能性があることを証明する証拠を有する場合、同機関は事業者に申告を要請することが可能である。事業者が申告を実施しない場合、同機関は法に従い調査を実施しなければならない(第 26 条)

^{*} 国家市場監督管理総局は 6 月 27 日に「事業者集中申告基準に関する国務院規定」改定案のパブコメを公開。当局は申告基準となる売上が引き上げられる可能性を念頭に本条を追加。制度上の取り扱いに万全を期したものの

- ✓ 国務院独占禁止法執行機関は分類されたレベル別の事業者集中審査制度を整備し、経済や国民生活に係る重要分野における審査を強化し、審査の質と効率を高める(第 37 条)

経営者集中の審査期限の計算中止規則追加

- ✓ 以下の情状のいずれかがある場合、国務院独占禁止法執行機関は経営者集中の審査期限の計算を中止することが可能である^{*}
 - ① 事業者が規定に従い関連文書・資料を提供しないことにより、審査作業が実施できない
 - ② 経営者集中審査に重大な影響のある情状、事実が発生したことにより、それを確認しなければ審査作業が展開できない
 - ③ 経営者集中に関する制限条件に対する評価の実施が必要であり、且つ事業者が計算中止を申請する(第 32 条)

^{*} 現在、経営者集中の審査期限は 180 日であり、案件が複雑である場合、事業者が一旦申告を撤回し、再申告せざるを得ない。計算中止が可能となれば、その手間が省かれるもの

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。なお現時点で全人代の公式サイトでは、独禁法全文を掲載せず、改正内容のみ掲載しているため、それをリンク掲載させていただきます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202206/e42c256faf7049449cdfaafb374a3595.shtml>

独占協定の認定にセーフハーバー導入

- ✓ 再販売価格を拘束する垂直的独占協定について、事業者が競争制限・排除効果を持たないことを証明できる場合は禁止としない
- ✓ 関連市場における市場占有率が国務院独占禁止法執行機関により定められた基準を下回ることを証明でき、且つ国務院独占禁止法執行機関が定めたその他の条件に合致する場合は禁止としない[※]（第 18 条）
[※]水平的制限行為に対するセーフハーバーの適用に関しても規制の明確化が待たれる。また、セーフハーバーの実務運用には不透明な部分があり、これまで適用除外の成功事例もないため、垂直的制限行為に対しては依然として慎重に対応しなければならない

罰則強化

- ✓ 独占協定や事業者集中、調査妨害等の違法行為に対する罰金額を引き上げた上、関連事業者の代表者や責任者に対する罰則も追加した。また、罰則は第三者による独占協定の締結に対しアレンジまたは実質的な協力を提供する事業者にも適用する[※]（第 56、63 条等）
[※]現状「アレンジ」、「実質的な協力」に関する判断基準は明確にされておらず、今後の規制や実際の運用において明確化される必要があるとみられる
- ✓ 事業者が独占行為を行い、社会の共同利益を侵害する場合、検察が裁判所に公益訴訟を提起することが可能である（第 60 条）
- ✓ 事業者が本法の規定に違反し行政処分を受けた場合、それを信用情報に記録し社会に開示すること（第 64 条）
- ✓ 本法の規定に違反し、犯罪行為に該当する場合、法に従い刑事責任を追及する（第 67 条）

□ 関連企業及び投資家への影響と留意点

改正独禁法では制度規則の新設があるものの、新制度が原則的な規定にとどまっているところも多く、実務上、より一層の具体化・明確化が求められる部分が存在しています。なお、国家市場監督管理総局は 6 月 27 日に同法の関連規則 6 本の意見募集案を公表し、パブコメを公開しました²。同法の施行運用についてより詳細な規定が設けられている部分もあるため、関連企業などはこれら意見募集案の動向に留意が必要です。また、罰則の強化を受け、関連企業及び関係者はコンプラ上の取扱いをめぐって慎重に対応する必要もあります。

当局は近年、様々な場で「資本の無秩序な拡張を防止する」との方針を繰り返し強調し、プラットフォームの過度な事業拡大への警戒をあらわにしました。なお、改正独禁法の第 4 条では「独占禁止活動は中国共産党の主導を堅持する」との文言も追加しました。プラットフォームへの手綱を締めることには、外資や民間資本が多く参入しているプラットフォーム経済分野における国の主導権を強化したい当局の意向が伺えます。

これを受け、関連企業には会社分割や黄金株の導入などが求められる可能性があると考えられ、関連規制によるコーポレートガバナンスへの影響が看過できないことから、投資家は資本市場における関連企業の動向にも注意深く見守る必要があると思われます。

² 意見募集期間はいずれも 7 月 27 日までとなる。中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

「事業者集中申告基準に関する国務院規定」の改定案：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220625_348149.html

「事業者集中審査規定」：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220624_348144.html

「独占協定禁止規定」：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220625_348148.html

「市場支配的地位の乱用行為禁止規定」：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627_348155.html

「競争を排除・制限する行政権力の乱用行為阻止規定」：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627_348159.html

「競争を排除・制限する知的財産権の乱用行為禁止規定」：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627_348161.html

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

工業のエネルギー利用効率の向上に向けた活動計画の発表に関する工業情報化部等 6 部門の通知

(原文: 工业和信息化部等六部门关于印发工业能效提升行动计划的通知)

工信部聯節 [2022] 76 号

工業情報化部等 2022 年 6 月 29 日公布

【主要内容】

- 工業情報化部は国家發展改革委員会、生態環境部など5部門と連名で、工業のエネルギー利用効率を向上させるための活動計画を発表した。重点産業の設備更新や再生可能エネルギーの利用拡大、デジタル化・スマート化による利用効率向上などを図る
- 25年までに「工業の重点産業とデータセンターなどの重点分野で、エネルギー利用効率を顕著に高め、グリーンエネルギーの利用比率を大幅に拡大する。省エネ技術・設備の応用、標準、サービス、監督管理体系を徐々に整備する」との目標を示した
- 鉄鋼や石油化学・化学工業、非鉄金属、建材等産業の重点製品の生産に関するエネルギーの利用効率を世界先端水準にして、一定規模以上の工業企業の単位付加価値生産額に対するエネルギー消費を20年比で13.5%削減するとの数値目標も掲げた
- 鉄鋼や石油化学・化学工業、非鉄金属、建材、機械、製紙、繊維、電子といった重点産業における省エネ促進を目的とした技術刷新や省エネ設備の普及を促すほか、データセンターや通信基地局などの低炭素化に向けた設備更新にも注力する。新設する大型・超大型データセンターのPUE（電力使用効率）は25年までに1.3以下へと引き下げる
- 産業をまたいだ協力を進め、生産上のシナジー効果を図る。鉄鋼やコークス企業が生産過程で排出する石炭ガスを付加価値の高い化学工業製品の生産に利用するほか、産業廃棄物の再利用、工業活動から出る余熱利用などを推進する
- 電機や変圧器、ボイラーなどの汎用設備の省エネ化も促す。電機製品などの更新を速め、25年までに導入される省エネ電機製品が電機製品全体に占める割合を70%以上、省エネ変圧器が変圧器全体に占める割合を80%以上に高める目標を定めた
- 産業の集約化やエネルギー施設の効率的な利用を図り、産業団地における省エネ化に向けた取り組みを実施し、再生可能エネルギーの利用を拡大する
- 鉄鋼や石油化学・化学工業、非鉄金属、建材などの重点産業では生産設備などの電動化・低炭素化を促し、工業のエネルギー消費に占める電力の割合を25年に30%前後へと高めるとの目標を設けた
- また、5GやIoT、ビッグデータ、AIなどのデジタル技術を活用し、工業の省エネ化・スマート化を促進することや、エネルギー消費が高いローエンドプロジェクトの乱立抑制などにも言及した

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_d07d6da4c3c043f89cc3715df96bddf8.html

『汚染物・炭素排出削減の共同促進実施方案』の発表に関する通知

(原文: 关于印发《减污降碳协同增效实施方案》的通知)

環綜合 [2022] 42 号

生態環境部等 2022 年 6 月 13 日公布

【主要内容】

- 生態環境部は国家發展改革委員会、工業情報化部など6部門と連名で、重点地域や重点産業分野における汚染物・炭素排出削減を促すための実施方案を発表した上、同方案を財政部や商務部など複数の部門にも転送し、排出削減の促進に向けて総力を挙げるようとした。炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの実現を目指す動きの一環である
- 再エネの導入拡大に向けた取り組みを強化するほか、老朽化設備の淘汰も促す。21~25年には、石炭の消費増加を抑え、26~30年には石炭の消費量を徐々に減らす。発電以外の石炭使用の削減に力点を

- 置き、国が認めた分野以外での自家用火力発電所の新設・増設を厳禁する
- 大気汚染防止対策重点地域における鉄鋼やコークス、石油精製、アルミニウムの電解精製、セメント、板ガラス（太陽電池用ガラスを含まず）等の生産能力の拡大を厳禁する
 - 25年と30年までに、アーク炉製鋼工程の割合をそれぞれ15%と20%以上に引き上げる。25年までに再生アルミニウムの生産量を1,150万トン、30年までにアルミニウム電解における再エネの使用比率を30%以上に高める
 - 交通分野について、新エネを導入した公共バスや船舶の普及を進めるほか、燃料電池大型トラックの走行実証と商用化を展開する。30年までに大気汚染防止対策重点地域における新エネルギー自動車の販売台数が新車販売全体の半分に達することを目指す
 - 農業分野については25年までに3大農作物（米、トウモロコシ、小麦）用の化学肥料、農薬の利用率いずれも43%へと引き上げる目標である。農作物残茎と家畜排せつ物の利用率を高める。水田を活用した魚類の種苗生産等の発展やバイオマス等の利用拡大、低炭素化の農機導入を進める
 - 窒素酸化物、揮発性有機物（VOCs）及び温室効果ガスの排出削減を強化し、鉄鋼やセメント、コークス企業及びボイラーなどの排出削減に向けた設備更新を促す
 - 汚水の資源化利用に注力し、工業用水の効率化と産業団地の水道システムの集約化・最適化を推進する
 - 土壌汚染対策や産業廃棄物の再利用にも言及した。25年までに、新規増加したコモディティー工業固体廃棄物³の総合利用率を60%へと引き上げる
 - 排出削減に関するルール整備について、『炭素排出権取引管理暫定条例』の策定・実施やCO2以外の温室効果ガスに対する排出規制の強化、重点業界に対する温室効果ガスの排出基準の制定と自動車等移動発生源排出基準の整備などを進める
 - 全国的な炭素排出権取引市場の構築を加速させ、排出データの捏造への取り締まりを厳格に実施する
 - 国際協力の強化について、世界の気候変動と環境対策に積極的に参与し、気候変動への対応や海洋の生態系・生物多様性の保全などをめぐる国際連携を展開する。低炭素化技術の研究開発と応用、グリーンインフラ施設の整備、グリーンファイナンス等の領域における実務協力を実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202206/t20220617_985879.html

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

³ 単一種類の年間産出量が1億トン以上の工業固体廃棄物を指す。ぼた、フライアッシュ、尾鉱、工業的副産物石膏、製錬滓、赤泥等